

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>本庄市小島四丁目七八七番一地先から同市小島一丁目一四九九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年九月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月四日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八一・二〇メートル</p>	<p>備考</p>